

【取扱注意】

# 令和7年度 都道府県個別指導対象機関の選定・実施について

新型コロナウイルス感染症による影響等を考慮

令和7年1月

厚生労働省保険局医療指導監査室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 令和7年度 都道府県個別指導 対象機関の選定・実施の考え方（1）

## 令和4・5年度の指導状況

### 【令和4年1月25日付け及び令和5年1月19日付け事務連絡】

#### ○ 集団的個別指導

集合形式により実施する。なお、集団的個別指導を受けた保険医療機関等について、指導大綱等に規定する選定基準に該当する場合は、**高点数を理由とする個別指導の対象とするが、実施にあたっては、（高点数個別実施の）前年度の状況を見極めた上で実施の可否を判断する。**

#### ○ 個別指導

指導大綱に基づき実施する。**ただし、高点数の保険医療機関等に対する個別指導は実施しない。**

## 令和5年度の状況

- ① 統計月報（支払基金・国保連）において、医科・歯科・薬局ともに令和5年度の請求件数・日数・点数は、新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナという。）の影響を受ける前の令和元年度と同等あるいは上回る水準となっている。
- ② [REDACTED]一律に新型コロナによる影響は全くないとまではいえない結果であった。

## 令和6年度の指導状況

### 【令和6年1月26日付け事務連絡】

指導大綱どおり実施する。ただし、令和4年度に集団的個別指導を実施した保険医療機関等のうち、令和5年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当する場合は、令和6年度個別指導の対象となるが、令和5年度における新型コロナの影響を考慮し、令和6年度においては、対象となる保険医療機関等の数の上位より概ね半数程度（最大で保険医療機関等数の4%程度）を選定の上、**実施に当たっては、令和元年度に集団的個別指導を実施し、かつ令和3年度に高点数を理由とする個別指導に該当していた保険医療機関等を実施対象とする。**

## 検討

- **指導大綱等に規定する選定基準に該当した機関に対し、一律に個別指導を実施することとせず、次の基準に該当した機関に実施することとする。**

# 令和7年度 都道府県個別指導 対象機関の選定・実施の考え方（2）

指導大綱  
選定基準

①令和5年度集团的個別指導を受けた保険医療機関等

②令和6年度の請求実績（点数）が上位4%かつ基準平均点以上

③令和7年度個別指導（高点数）対象として選定

指導大綱選定基準に加えて、さらに「ふるい」  
にかけたものを「実施対象」とする。

実施  
対象

上記③のなかで、令和元年度の請求実績（点数）が上位8%の範囲に位置する保険医療機関等（以下、「令和元年度上位8%」という。）を実施対象とする。

「令和元年度上位8%」とは、令和2年度集团的個別指導の「選定機関」に当該「選定」に際して「除外」された「取扱件数過少（レセ30件未満）機関」、「前年度又は前々年度に指導実施済の機関」を加えた医療機関等を指すものとする。

なお、令和2年度は新型コロナの影響を鑑みて、集团的個別指導を実施していないが、選定は行っているため、地方厚生（支）局は令和元年度の請求実績に係るデータを保有している。

- 新型コロナ以前は高点数に該当していなかったが、新型コロナの診療で高点数に該当した機関は実施対象から外れる。
- 新型コロナによる影響を受ける前からの請求実績（点数）が上位に該当していた機関は実施対象となる。

# 令和7年度 都道府県個別指導 対象機関の選定・実施の考え方（3）

## 都道府県個別指導の対象医療機関等の選定・実施の変遷（令和元年度～）

指導大綱選定基準に加えて、さらに「ふるい」にかけて、「令和元年度の請求実績が上位8%の医療機関等のみを「実施対象」とする。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
集团的個別指導選定	◎	◎ (令和元年度高点数)	◎	◎	◎	◎	◎
集团的個別指導実施	◎	×	○	○	◎	◎	◎
都道府県個別指導(高点数)選定	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎
都道府県個別指導(高点数)実施	◎	×	×	-	×	※実施	※実施
備考	新型コロナ感染以前	1/15～新型コロナ国内感染確認			5/8～新型コロナ感染症分類5類へ		

令和6年度も高点数

◎：通常どおり実施

○：一部資料配付にて実施

×：実施見送り

「-」：実施なし（R2集個の実施がないため）

# 令和7年度 都道府県個別指導 対象機関の選定・実施の考え方（4）

## イメージ

保険医療機関数を200機関とした場合  
（4% = 8機関）【令和6年度データ】

1	選定	実施	Aクリニック(再指導1)
2	選定	実施	Bクリニック(再指導2)
3	選定	実施	Cクリニック(情報提供1)
4	選定	実施	Dクリニック(情報提供2)
5	選定	実施	Eクリニック(高点数1位) (「令和元年度上位8%」該当あり)
6	選定		Fクリニック(高点数2位) (「令和元年度上位8%」該当なし)
7	選定	実施	Gクリニック(高点数3位) (「令和元年度上位8%」該当あり)
8	選定		Hクリニック(高点数4位) (「令和元年度上位8%」該当なし)
9			Iクリニック(高点数5位) (「令和元年度上位8%」該当なし)
10			Jクリニック(高点数6位) (「令和元年度上位8%」該当あり)
11			Kクリニック(高点数7位) (「令和元年度上位8%」該当あり)
12			Lクリニック(高点数8位) (「令和元年度上位8%」該当なし)

① 再指導・情報提供などの選定理由によるものを優先し、この場合、まず4機関が選定される。

② 残り4機関を高点数(令和5年度集团的個別指導実施→令和6年度なお高点数)に該当する機関から選定する。(高点数1位～4位の4機関を選定。)

③ 令和7年度においては、令和元年度の請求実績が上位8%の範囲に位置する保険医療機関等(以下、「令和元年度上位8%」という。)に対して、(高点数による)個別指導を実施する。  
※ 高点数2位及び4位の機関(F・Hクリニック)について、選定はするが、個別指導は実施しない。

④ 4%の8機関が選定されたため、高点数5位～8位の4機関は、令和7年度個別指導対象機関には選定されない。

なお、「令和元年度上位8%」に該当していた高点数6位及び7位の機関(J・Kクリニック)が、「令和元年度上位8%」に該当していない高点数2位及び4位の機関(F・Hクリニック)と入れ替わって選定されることはない。

⑤ 8機関が選定されるが、個別指導を実施するのはA・B・C・D・E・Gクリニックの6機関となる。

繰り上がりなし

# 令和7年度 都道府県個別指導 対象機関の選定・実施の考え方（5）

## 令和7年度高点数個別指導の時系列イメージ

保険医療機関数を**100機関**とした場合（8% = 8機関、4% = 4機関）

※R5年度以降に順位変動・新規指定・廃止等・情報提供・再指導もない前提

### 令和2年度（8%）

※令和元年度データに基づき選定（集個未実施）

1	Aクリニック
2	Cクリニック
3	Eクリニック
4	Fクリニック
5	Gクリニック
6	Hクリニック
7	Iクリニック
8	Jクリニック
9	Bクリニック
10	Dクリニック
11	Kクリニック
12	Lクリニック

新型コロナを経て、**B・Dクリニック**は平均点数が高くなった。

集団的個別指導  
8%ライン

### 令和5年度（8%）

※令和4年度データに基づき選定（集個実施済）

1	Aクリニック
2	Bクリニック
3	Cクリニック
4	Dクリニック
5	Eクリニック
6	Fクリニック
7	Gクリニック
8	Hクリニック
9	Iクリニック
10	Jクリニック
11	Kクリニック
12	Lクリニック

### 令和6年度（4%）

※集個の翌年度も高点数

1	Aクリニック
2	Bクリニック
3	Cクリニック
4	Dクリニック
5	Eクリニック
6	Fクリニック
7	Gクリニック
8	Hクリニック
9	Iクリニック
10	Jクリニック
11	Kクリニック
12	Lクリニック

### 令和7年度（4%）

※選定:4機関、実施:2機関

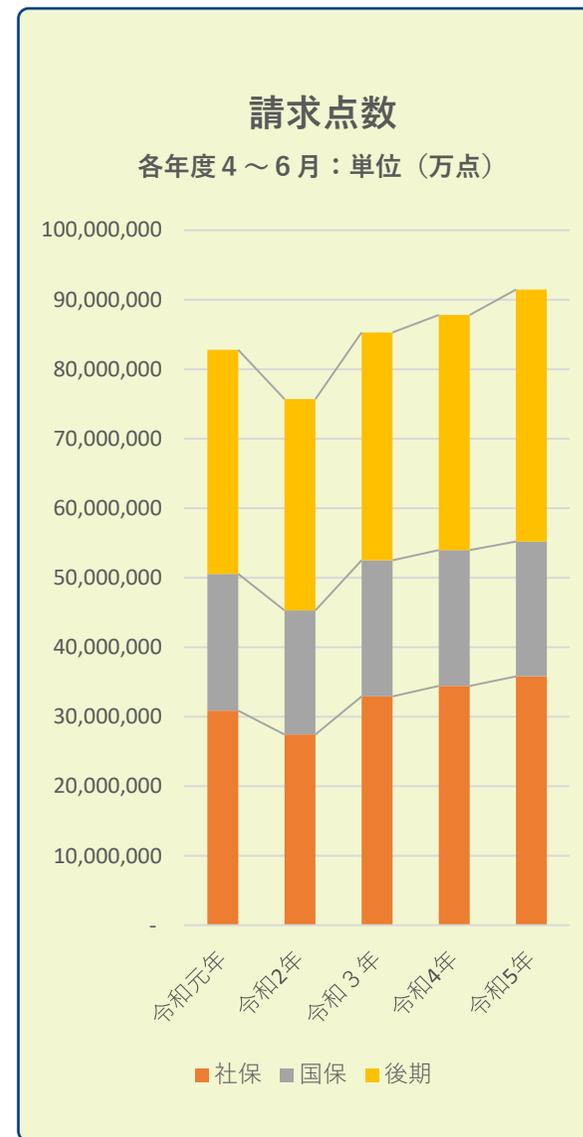
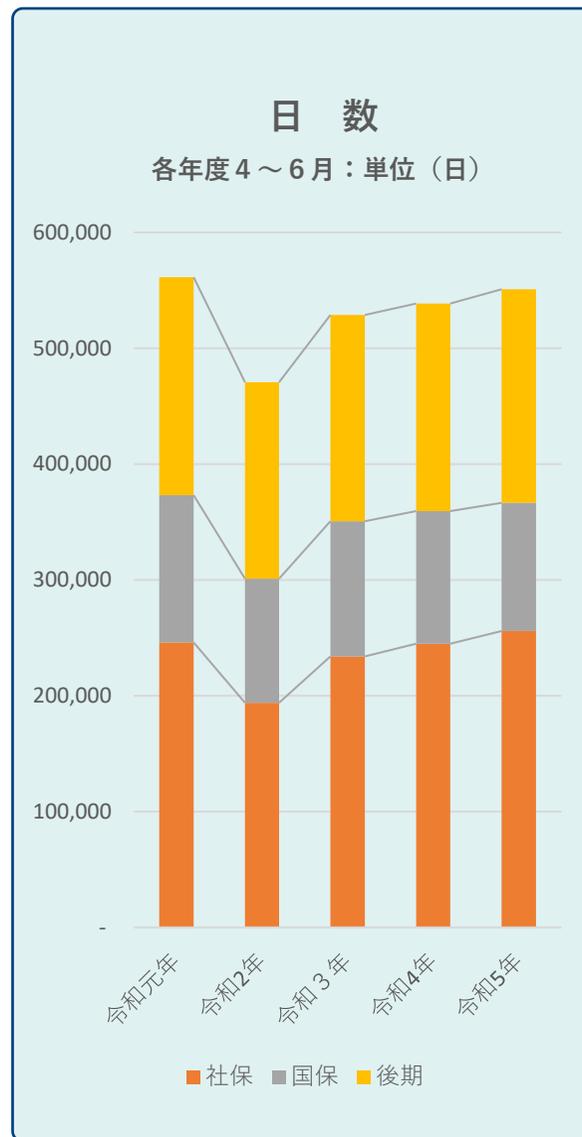
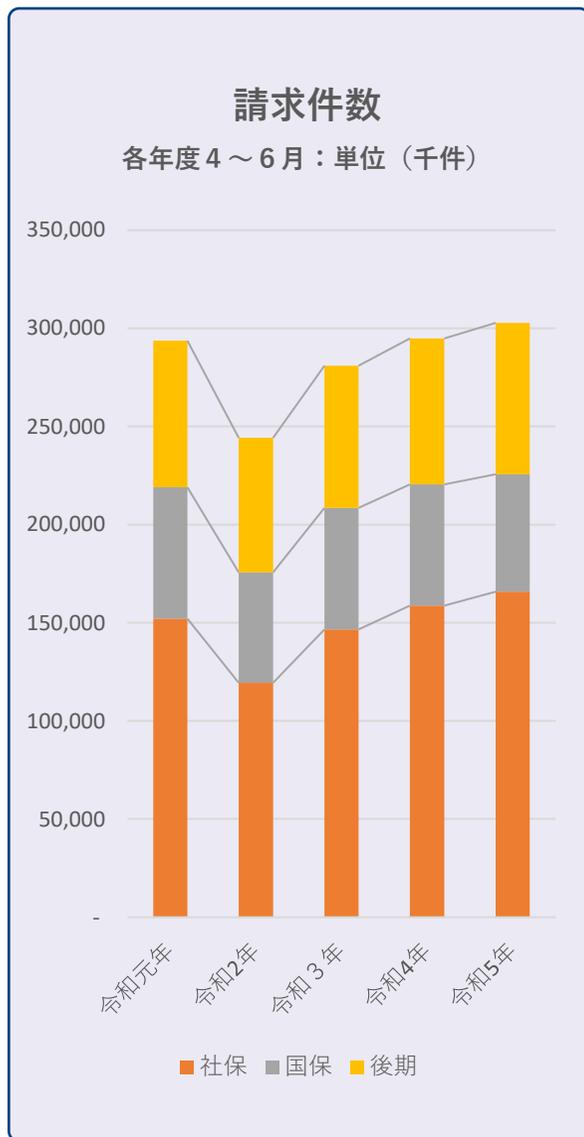
1	Aクリニック
2	Bクリニック
3	Cクリニック
4	Dクリニック
5	Eクリニック
6	Fクリニック
7	Gクリニック
8	Hクリニック
9	Iクリニック
10	Jクリニック
11	Kクリニック
12	Lクリニック

個別指導  
4%ライン

令和5年度に集団的個別指導を実施した保険医療機関等のうち、令和6年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当する場合は、令和7年度の個別指導の対象となるが、令和5年度以前の新型コロナの影響を考慮し、令和7年度においては、対象となる保険医療機関等の数の上位より概ね半数程度（最大で保険医療機関等数の4%程度）を選定の上、実施に当たっては、令和元年度の請求実績が上位より概ね8%の範囲に位置する保険医療機関等を実施対象とする。

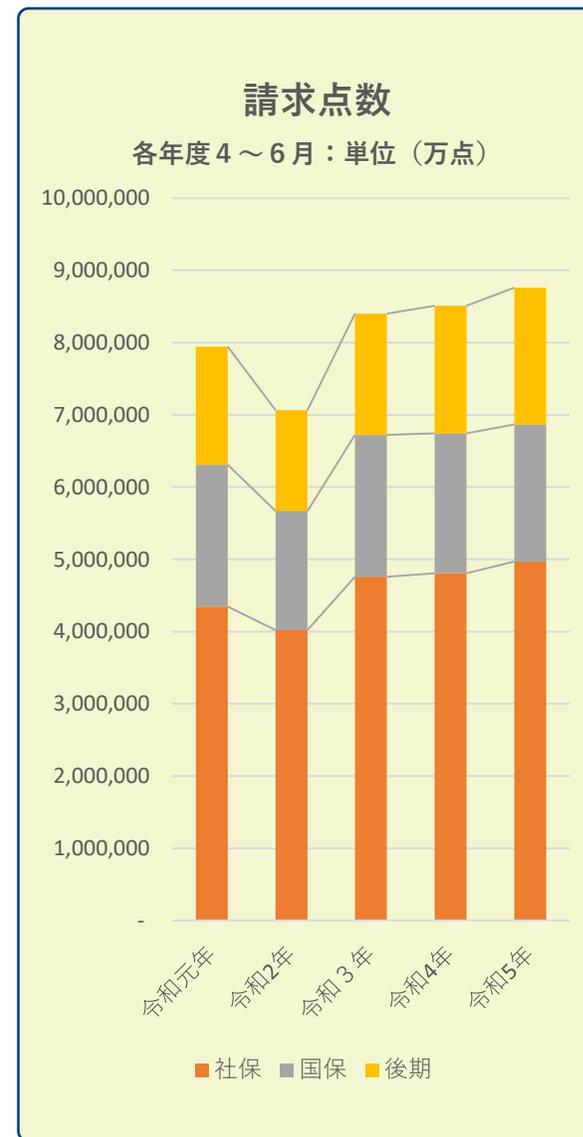
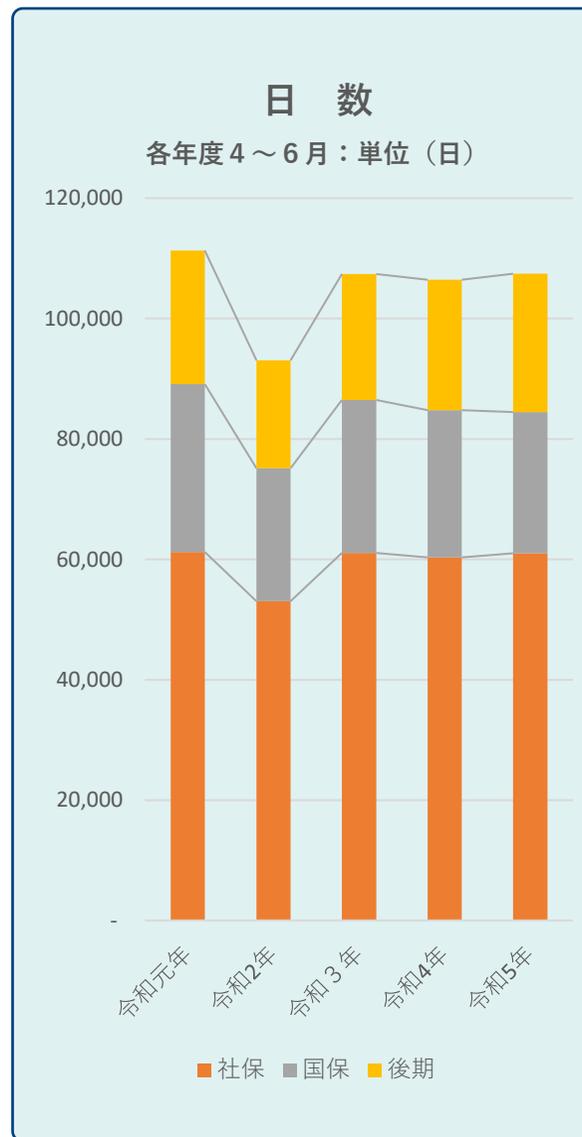
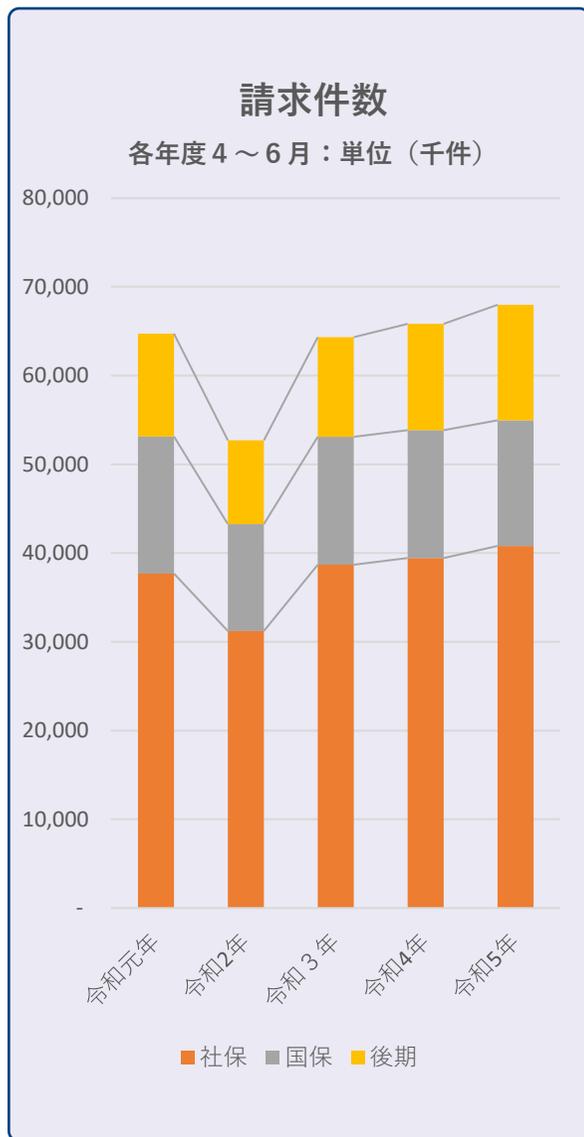
※選定対象としてはA、B、C、Dの4機関となるが、個別指導を実施するのは、A、Cの2機関となる。

# 参考：令和元年～令和5年の請求件数等推移（医科）（統計月報）



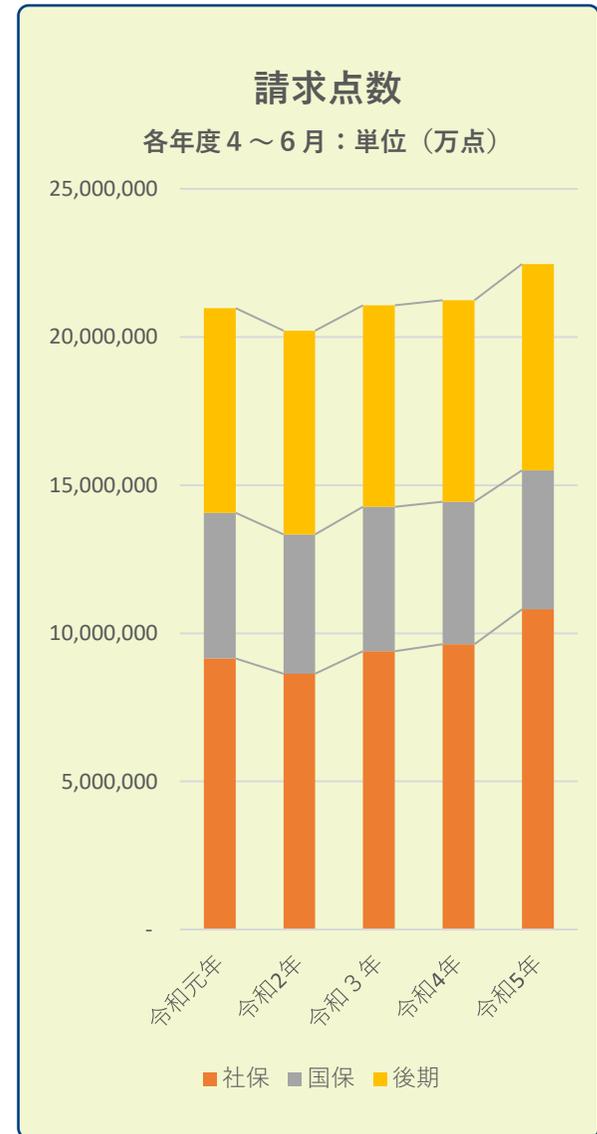
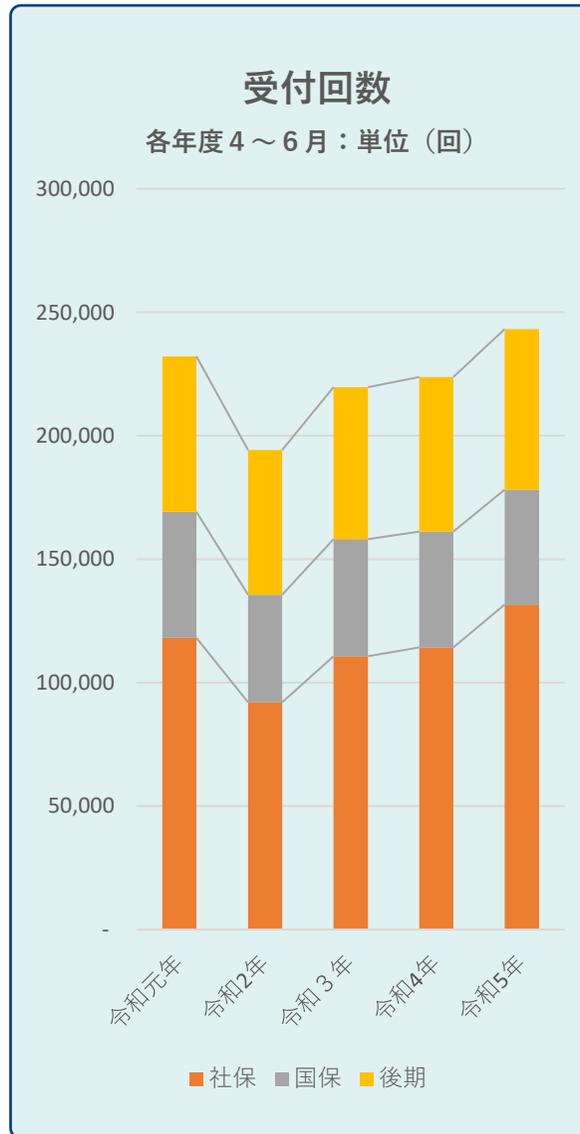
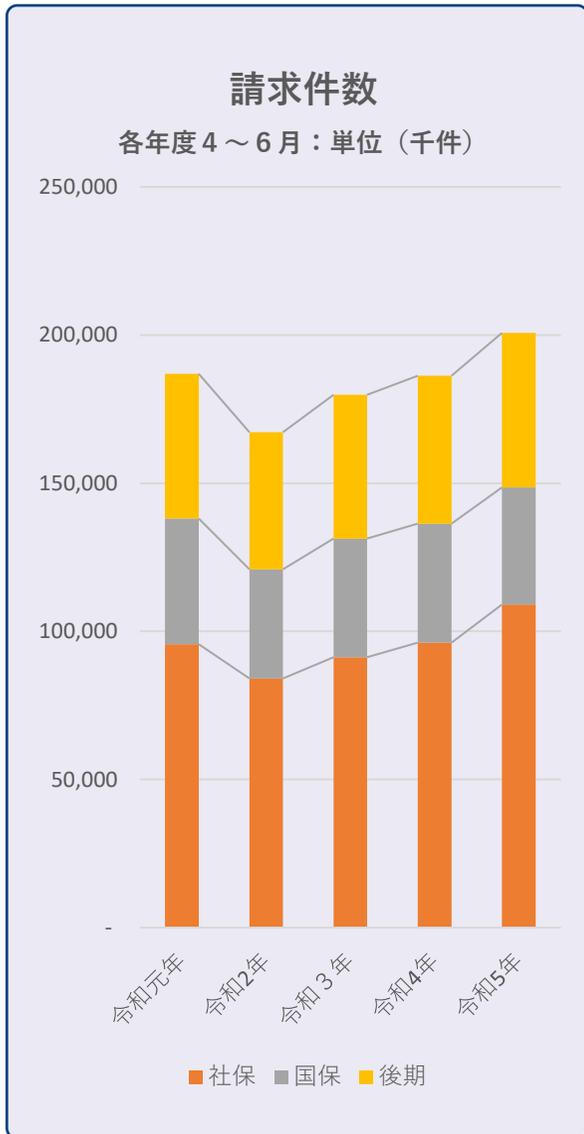
【統計月報（引用：社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険団体連合会）】

# 参考：令和元年～令和5年の請求件数等推移（歯科）（統計月報）



【統計月報（引用：社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険団体連合会）】

# 参考：令和元年～令和5年の請求件数等推移（薬局）（統計月報）



【統計月報（引用：社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険団体連合会）】